

武蔵村山市の成年後見人等報酬助成制度

一部変更のお知らせ

令和6年4月1日から、本市の成年後見人等報酬助成制度を以下のとおり変更しました。

助成対象要件の変更

- 経済的要件を、非課税かつ資産 80 万円以下とします。
変更前の場合：生活保護基準に準ずる低所得者の方
- 住所地要件を、市外居住者※の場合は保険者等のいずれかが本市であることとします。
変更前の場合：保険者等の所在地要件なし
※ 本市指定の施設に入所・入院前に本市に居住していた者に限る。

申請期限の設定

- 申請期限を、審判確定日から 1 年以内とします。
【審判請求費用】成年後見人等の後見等開始審判確定日から 1 年以内
【報酬助成費用】成年後見人等の報酬付与の審判確定日から 1 年以内
変更前の場合：申請期限なし

報酬助成対象の拡充

- 成年後見監督人、補佐監督人又は補助監督人の報酬費用も助成できるようになります。
変更前の場合：成年後見人、保佐人又は補助人の報酬費用のみ対象

報酬助成費用の変更

- 助成対象期間が 12 か月を超える場合は、報酬付与決定額を対象期間の月数で除した額に 12 を乗じた額を対象とします。
【例】対象期間：20 か月 報酬付与決定額：30 万円 の場合
助成費用対象額： $300,000 / 20 * 12 = 180,000$ 円
(注) 対象期間に 1 か月未満の月が含まれる場合は、日数で除して得た額に、365 を乗じた額とします。
変更前の場合：報酬付与決定額のとおり
- 助成額の限度額を、月毎に 2 万円を限度（年額 24 万円）とします。
変更前の場合：月額 28,000 円（施設等に入所・入院している場合は月額 18,000 円）

申請書の変更

- 申請書の様式を変更します。変更後の様式については、市ホームページを参照ください。

なお、本変更のうち「報酬助成費用の変更」は、報酬付与審判対象期間の始期が令和6年4月1日以後の場合に適用します。報酬付与審判対象期間の始期が当該日より前の場合は、従前の制度による助成となります。